

## 過労死防止基本法の制定を求める意見書

過労死が社会問題となり、karoshiが国際語となってから四半世紀がたとうとしています。過労死が労災であると認定される数はふえ続けており、過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しいですが、過労死は、過労自殺も含めて広がる一方で、減少する気配はありません。突然、大切な肉親を失った遺族の経済的困難や精神的悲哀は、筆舌に尽くしがたいものがあり、また、真面目で誠実な働き盛りの労働者が過労死・過労自殺で命を落としていくことは、我が国にとっても大きな損失と言わなければなりません。

労働基準法は、労働者に週40時間、1日8時間を超えて労働させてはならないと定め、労働者が過重な長時間労働を強いられるのを禁止して、労働者の生命と健康を保護することを目指しています。しかし、当該規制は十分に機能していません。

昨今の雇用情勢の中、労働者はいくら労働条件が厳しくても、使用者にその改善を申し出るのは容易ではありません。また、個別の企業が、労働条件を改善したいと考えても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、自社だけを改善するのは難しい面があります。

このように、個人や家族、個別企業の努力だけでは限界がある以上、国が法律を定め、総合的な対策を積極的に行っていく必要があります。

よって、国会及び政府においては、上記の趣旨を踏まえ、下記の内容の法律（過労死防止基本法）を1日も早く制定するよう強く要望します。

### 記

1. 過労死はあってはならないことを国が宣言すること。
2. 過労死をなくすための国・自治体・事業主の責務を明確にすること。
3. 国は過労死に関する調査・研究を行うとともに、総合的な対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月17日

大牟田市議会